

笠郷通信 友愛

令和5年5月1日

【第270号】文責発行責任者

笠郷公民館長 田中 和一

『公民館推進員とその役員』が決まりました。(敬称略)

役職	選出区名	推進員氏名	在任年度	選出区名	推進員氏名	在任年度
推進員会長	栗笠 A	佐藤 寛	R5,6	大野	宮田 直人	R4,5
	栗笠 B	桑原 富夫	R5,6	下笠北	成瀬洋治朗	R5
	船附北	川上 智一	R5,6	下笠中	加藤 正文	R4,5
	船附中	田中 隆	R5,6	下笠南	松永 政人	R4,5
	船附南	水谷 武則	R5,6	上之郷	川岸 良太	R4,5

笠郷地区の皆様のご協力をよろしく申し上げます。

【高めよう 笠郷の美しい品性】

『体育委員会』の役員さんが決まりました。(敬称略)

役職	委員氏名	選出区名	在任年度	役職	委員氏名	選出区名	在任年度
会長	出口 朋尚	米野	R5,6	事業部長	堀田 真史	寺屋敷	R4,5
副会長	中田 一弘	栗笠6班	R4,5	事業部長	西脇 正勝	鼠ヶ森	R4,5
会計	竹中 和彦	構	R5,6				

全体育委員 33 名の方々に、笠郷地区住民のスポーツ振興を図るため、各種スポーツ事業を企画主催して頂きますとともに、公民館及び自治町民会議の行事への参加・協力をお願い致します。

【育てよう笠郷の宝 青少年】

新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付け変更後の基本的感染対策の考え方について (ポイント)

今後の方針

厚生労働省
ホームページより

新型コロナの感染対策は、令和5年5月8日より現在の「法律に基づき行政が様々な要請・関与をしていく仕組み」から、「個人の選択を尊重し、国民の皆様の自主的な取組をベースとしたもの」に変更されます。

- ① マスク着用の取扱いと同様、主体的な選択を尊重し、個人や事業者の判断に委ねることを基本とする。
- ② 政府として一律に求めることはなくなり、個人や事業者は自主的な感染対策に取り組む。政府は、個人や事業者の判断に資するような情報の提供を行う。

<基本的感染対策に関する変更方針 (ポイント)>

	現在	今後 (5月8日以降)
新型コロナの感染対策の考え方	・法律に基づき行政が様々な要請・関与をしていく仕組み	・個人の選択を尊重し、国民の皆様の自主的な取組をベースとしたもの
政府の対応と根拠	・新型インフル特措法に基づく基本的対処方針による求め ※「三つの密」の回避、「人と人との距離の確保」、「マスクの着用」、「手洗い等の手指衛生」、「換気」等	・(基本的対処方針は廃止) ・感染症法に基づく情報提供 ※専門家の提言等も踏まえ、個人や事業者の判断に資するような情報の提供
事業者に関する取組	・事業者による業種別ガイドラインの作成 ・政府による「業種別ガイドラインの見直しのためのポイント」の提示・周知	・(業種別ガイドラインは廃止) ※業界が必要と判断して今後の対策に関する独自の手引き等を作成することは妨げない ・事業者の判断、自主的な取組